

新潟市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 8月13日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第 44 号

新潟市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

新潟市生活保護法施行細則（平成12年新潟市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出しを「（進学・就職準備給付金申請書等）」に改め、同条第2項及び第3項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別記様式第30号（裏）を次のように改める。

(裏)

4 公金受取口座の利用について (どちらか1つを選択してください)

利用する 利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途申し出ください。

別記様式第33号から別記様式第35号までを次のように改める。

別記様式第33号（第19条関係）

（表）

年 月 日	
進学・就職準備給付金申請書	
(宛先) 新潟市長	申請者 住所又は居所 (進学する者又は就職する者) 氏名 個人番号
進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
記	
1	世帯主の氏名 _____
2	申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3	進学・就職する先（大学等名、会社名等） 名称 _____
4	進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。） <input type="checkbox"/> 進学・就職前の住宅と同じ <input type="checkbox"/> 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。） 居住（予定）地 _____
5	就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
6	関係書類 (1) 進学の場合 ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか ・入学金を納付したことを証明する書類の写し ・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等 ③ その他支給決定にあたり必要な書類 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。 (2) 就職の場合 ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか ・内定通知書、事業主の発行する就職証明書等 ・個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し ・その他確実に就職先に就職することを証する書類 ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等 ③ その他支給決定にあたり必要な書類 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

(裏)

7 進学・就職準備給付金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座 利用する 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記号 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 (右端つめてご記載ください。)

(かき)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

別記様式第34号（第19条関係）

進学・就職準備給付金決定調書							
地区名	ケース番号		対象者氏名		支給方法	決定内容	適用年月日
決裁	課長	課長補佐	係長	担当	起案年月日	決裁年月日	発送年月日
進学・就職準備給付金決定件 調査のとおり決定し、別紙により通知してよろしいでしょうか。							
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金 決 定 欄							
支給額 円 (進学先または就職先) (進学後または就職後の居住先)							
不 支 給 の 理 由							
進学・就職準備給付金を支給する場合、支給日							

第 年 月 日
新潟市長 印

様

進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 支給の可否
 支給
 不支給
2. 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日
支給額 円
支給日 年 月 日
3. 不支給の場合、その理由
4. この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

告示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から④までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して60日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税に課税せず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。